

税務相談室

親族に支払う対価

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：一緒に住んでいる父から土地を借りて、そこにクリニックを建て開業をしようと考えております。父には権利金は支払いませんが、地代は支払う予定です。その地代はクリニックの必要経費になりましょうか。

お答え：生計を一にする親族に支払う地代・支払利息等の対価は、必要経費に算入できないことになっています。

事業の用に供するために借りた資産の使用料等は、一般的には、医業の所得である事業所得の必要経費になります。しかし、親族、たとえばお父さんからその所有する土地を事業の用に供したことによってお父さんに支払う地代等については、次のように取り扱われることになっております（所法56条）。

(1) 生計を一にする親族に支払う対価については事業所得の必要経費に算入できません。その反面、その親族があなたから受ける地代・支払利息等である対価はないものとされます。なお、その資産について生ずる費用、例えば“国定資産税等”はあなたの所得計算上の必要経費に算入することができます。

(2) 生計を一にしていない親族に支払う地代・支払利息等の対価については、一般の例と同様に取扱われます。したがって、支払った地代等は全額医業の必要経費となり、一方、受けた親族の対価はその親族の所得となります。

なお、ここで『生計を一にする』というのは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんから、次のような場合には、それぞれ次によることになっています。（所法基本通達2-47）。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときには、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ、当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合。

ロ、これら親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合。

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

ご質問によりますと、一緒に住んでいるお父さんの所有する土地を借りてクリニックを建てるとのことですが、上で述べたとおり、『生計を一にする』かどうかでその取り扱いが変わってきます。

参考までに、もう1つ申し上げます。クリニックを開業されたとき、奥様やお父様に診療業務を手伝っていただくことがございます。その手伝っていただいた対価（給与）も生計を一にする親族に対しては事業所得の計算上必要経費にはならないこととなります。

必要経費として認めてもらうためには、青色申告者になり、青色事業専従者給与に関する届出書に必要事項を記入し、所轄の税務署長に届け出なければなりません。この届出書を提出すると、記載された金額の範囲内で給与を支給した場合、その給与が適正な金額であれば必要経費となります。この規定は、『生計を一にする』の例外規定であり、**青色事業専従者の給与**だけに認められるものです。なお、他の従業員に支給するからといって他の従業員と同じ条件で退職金を支払っても認められませんのでご注意ください。（所法57条、所令164条、所規36条の4）。